

【表紙】

| | |
|------------|---|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 近畿財務局長 |
| 【提出日】 | 平成29年 6月30日 |
| 【会社名】 | 株式会社ヤギ |
| 【英訳名】 | YAGI & CO.,LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 八木 隆夫 |
| 【本店の所在の場所】 | 大阪市中央区久太郎町二丁目2番8号 |
| 【電話番号】 | 06 - 6266 - 7300 |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員管理本部長 三浦 明石 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 大阪市中央区久太郎町二丁目2番8号 |
| 【電話番号】 | 06 - 6266 - 7300 |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員管理本部長 三浦 明石 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社ヤギ 東京支店 (東京都中央区日本橋小網町18番15号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【提出理由】

平成29年6月29日開催の当社第105期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

1株当たり普通配当45円に記念配当2円を加え、金47円とする。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

繰越利益剰余金を650,000,000円減少し、別途積立金を650,000,000円増加する。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等、定款一部変更を行う。

2. 当社および当社子会社の事業の多様化や今後の事業展開を鑑み、定款第2条(目的)について変更を行う。

3. 監査役の責任免除にかかる定款第34条の削除後も、必要な期間、同条の規定にもとづく責任の減免が引き続き可能であることを明確にするため、附則を設ける。

4. 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更その他所要の変更を行う。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、八木秀夫、八木隆夫、朝野幸博、長戸隆之、山岡一朗および馬渡武継を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、大原弘幸、池田佳史、塩田 修および熊谷 弘を選任する。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、中西猛士を選任する。

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を年額6億円以内とする。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額8千万円以内とする。

第8号議案 取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額および内容決定の件

取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。)に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとする。支給する報酬は金銭債権とし、その総額を年額7千万円以内とし、付与する譲渡制限付株式の総数は年4万4千株以内とする。

なお、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することとする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 可決要件 | 決議の結果 (賛成の割合) |
|-------|--------|-------|-------|------|------------------|
| 第1号議案 | 65,131 | 46 | - | (注)1 | 可決(96.79%) |
| 第2号議案 | 65,082 | 95 | - | (注)2 | 可決(96.71%) |
| 第3号議案 | | | | (注)3 | |
| 八木 秀夫 | 64,257 | 920 | - | | 可決(95.49%) |
| 八木 隆夫 | 64,416 | 761 | - | | 可決(95.72%) |
| 朝野 幸博 | 64,259 | 918 | - | | 可決(95.49%) |
| 長戸 隆之 | 64,416 | 761 | - | | 可決(95.72%) |
| 山岡 一朗 | 64,416 | 761 | - | | 可決(95.72%) |
| 馬渡 武継 | 65,098 | 79 | - | | 可決(96.74%) |
| 第4号議案 | | | | (注)3 | |
| 大原 弘幸 | 64,985 | 192 | - | | 可決(96.57%) |
| 池田 佳史 | 60,989 | 4,188 | - | | 可決(90.63%) |
| 塩田 修 | 60,985 | 4,192 | - | | 可決(90.63%) |
| 熊谷 弘 | 65,122 | 55 | - | | 可決(96.77%) |
| 第5号議案 | | | | (注)3 | |
| 中西 猛士 | 65,144 | 33 | - | | 可決(96.81%) |
| 第6号議案 | 64,933 | 244 | - | (注)1 | 可決(96.49%) |
| 第7号議案 | 65,003 | 174 | - | (注)1 | 可決(96.60%) |
| 第8号議案 | 64,850 | 323 | - | (注)1 | 可決(96.38%) |

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以上